

第3回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成23年10月26日（水）

別館3階 第3会議室

委員長：時間が参りましたので、ただいまより、第3回仮称門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたします。
まず、本日の資料について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局：それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前の配りさせていただいております、第3回自治基本条例制定委員会次第、資料1、団体ヒアリング予定表、資料2、団体ヒアリングの際にお配りしております、カラー刷りの「かどまのまちをみんなでつくろう！」のパンフレット、資料3 門真市自治基本条例（原案）に関する事業所アンケート、資料4、A3の1枚もので自治基本条例推進委員会 他市一覧表、その他に、平成23年11月14日の第5回 門真市自治基本条例制定検討委員会の開催通知と、同じく11月28日の第5回 門真市自治基本条例制定検討委員会の開催通知でございます。
揃っておりますでしょうか。不足の資料がございましたら、事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

委員長：それでは、議事次第に従いまして、進めて参りたいと思います。まず、団体ヒアリングの状況報告について説明をお願いします。

事務局：それでは、現在までの団体ヒアリングの状況及び、ヒアリングを行った団体様より頂戴したご意見についてご報告申し上げます。
まず、資料1をご覧ください。団体ヒアリングを行うに

当たりまして、今月初旬に、庁内各所属長様宛に「地域・市民に関わる活動をされている団体」様及び、「市民が主体となって活動されている団体」様の情報提供をお願いしましたところ、資料1をご覧いただきますとおり、たくさんの方が情報が寄せられました。

現在、担当各課及び、各種団体等とも調整のうえ、団体ヒアリングの日程調整を行っているところでございます。

なお、現在までに「6団体」とのヒアリングが終了しており、自治基本条例をわかりやすく説明するための資料といたしまして、資料2の「かどまのまちをみんなで作ろう！」のパンフレットにて説明の後、原案の説明を行いました。

こちらでは、各団体から、厳しいご意見等もございましたので、ご報告させていただきます。

○各種団体と地域会議の位置づけはどのようなものになるのか。

○自治基本条例が制定されることにより、「今までと何が変わるのか」わからない。

○条例全体が上から目線に終始している。

○どのようなメンバーで条例を作成したのか。意見の偏りはないのか。

○理念条例は必要だと思うが、拘束力がない為、興味がない人をどういう風に巻き込むか、実質の効力をどう高めていくかが問題だと思う。

○市役所は色々な物を立ち上げる時には、説明や段取り等を一生懸命やっているのはわかるが、メンバー等が決まった段階で任せきりにしてしまう。

このようなご意見を頂戴いたしました。

今回の団体ヒアリングにおきましては、各団体様の会議・会合に急遽お邪魔させていただいての「市民検討委員会作成の原案説明」となりましたので、各団体様とも、一旦持ち帰って、内容をよく読み、検討してから議論したいとの声が多数ございました。

このことを踏まえまして、今後の団体ヒアリングにおきましては、「自治基本条例制定に向けた経緯」や「市民検討委員会作成の原案説明」を行い、ご意見・ご質問等には

後日、時間を頂いて対応させていただく方向で考えております。

また、たくさんのご意見を頂戴する方法といたしまして、本年度4月から5月にかけて実施いたしました「事業者アンケート」にご回答頂いた事業者様に対し、資料3「門真市自治基本条例（原案）に関するご意見について」を送付し、ご意見を伺う予定で進めております。

団体ヒアリングの状況説明については以上です。

- 委員長： わかりました。
他にございませんか。ないようでしたら、次に進みたいと思います。意見集約、問題点の整理についてであります。事務局、よろしく申し上げます。
- 事務局： それでは、事前にお配りしております「第3回 門真市自治基本条例制定検討委員会 会議資料」をご覧ください。
9月28日に行いました「第2回条例制定検討委員会」におきまして、各委員の皆様より、条例について、いくつかご指摘をいただいた点がございます。
それらをまとめたものをお手元に配付いたしておりますが、その他にもお気づきの点等を本日の会議にてご意見頂き、事務局にて意見集約・整理のうえ、条例制定に向けた資料として次回の制定検討委員会にてお出しさせていただきたいと考えております。
- 委員長： よろしいでしょうか。それでは、お手元の資料の内容以外でご意見のある方については、その都度挙手をお願いいたします。なお、前文につきましては各条の検討が終了してから、検討に入りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。まず、1条ずつ、整理・集約を進めて参りたいと考えておりますので、第1条から事務局説明をお願いします。
- 事務局： では、3ページの第一章 第1条から始めさせていただきます。第一条は本条例の目的であります。前回会議では、特にご意見はございませんでした。こちらの条文に関しま

して何かご意見ございませんでしょうか。

委員長： 1条ずつ進めたいと思います。まず第1条につきまして、色々な状況を踏まえまして、何か内容的に疑問点、課題があれば挙手をお願いします。前回、第1条については何もご意見ございませんでした。

よろしいでしょうか。それでは第2条についてお願いします。

事務局： 続きまして、第2条は用語の定義でございます。前回会議におきましては、第7条（市民の役割）、第8条（事業者の役割）と、市民、事業者の役割を別条に分けているにも関わらず、本条 第1号において、市民の定義の中に事業者が含まれていることの整合性についてご意見がございました。こちらの条文に関しまして、他にご意見はございませんでしょうか。

委員長： 基本的に事業者というものについて、色々ご意見があったということで、その後検討していただいたと思いますが、何かご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。これについて事務局から説明をお願いします。

事務局： 前回の第2回条例制定検討委員会でも、ご説明させていただきましたが、この事業者につきましては、当初、市民検討委員会の中でも、市民、事業者、議会、市役所という分け方でありました。

それが、最終の議論で事業者を特出する必要はないのではないかという風にまとめたわけではありますが、この件と合わせまして、この総合計画と同じ表記にしたという市役所という記載についても、市役所という表現を条例検討委員会として是としていただけるのか、それとも疑義が生じるのかということも含めてご議論していただきたいと考えております。

委員長： 事務局の方からの説明のとおり、市という表現を市役所という表現にしておりますけれども、これにつきましては何

かご意見ございますでしょうか。市民、事業者、議会、市とするか、市役所とする方がわかりやすいか。

委員：この事務局案の事業者の非営利団体というのはどういう団体をいうのですか。自治会とか、そういうサークルとかも入るのですか。(1)の市民の中にも事業者と入っていますが、これはどういう違いあるのですか。

事務局：当初はこの事業者の中に地縁団体であるとか、NPOであるとか、そういうものを含めて事業者として特出ししましょうという議論になっておりましたので、我々としても同様に事務局案でまとめました。

しかしながら、最終の市民検討委員会で地縁団体等の方は門真市民なので、市民の枠に入るのではないか、事業者というのは、企業、営利活動を行っている団体等という理解で条文化すればいいのではないかということでこのように整理をされました。

委員：市民の中の事業者の文言ですか。

事務局：(1)の中の事業者は営利活動を行っているものであります。市民検討委員会案では、非営利の活動をしているものは、抜けております。

委員：事務局案も市民検討委員会案も企業や営利団体について、両方ともはっきり言っていないので、中途半端かなと思うのですが。

事務局：事務局案では、公共活動その他の活動を営む団体をいいますということで、これで全て網羅されているということで整理いたしました。

委員：それなら(1)の事業者はいらないのではないですか。

事務局：それは、特出しして説明しているという当初の流れがありましたので。それと後の条文の整合性を図るためにここ

で事業者という表現を用いました。

委員長： 今の議論は、(1) 市民の中の事業者と (2) の事業者の区分がわかりにくいという意見ですか。

委員： それでいくと (1) と (2) を分ける必要がないので、(1) の続きに書いたらいいのではないかなと思うんです。

委員： パナソニックはどちらに入るのですか。

事務局： パナソニックは事業者です。

委員： (2) に入るのですね。(1) の事業者というのはどんな事業者が入るのですか。

事務局： 事務局案の(1) の事業者を具体的に説明したのが(2) 事業者です。

委員： 今のお話だと、この(1)～(4)という形は、基本並列になっていると思いますが、(1) の事業者の意味づけが(2) というご説明でしたがそういうことですね。

事務局： そうですね。時系列で申しますと、元々、市民検討委員会の中で、ずっと議論されていましてものをベースに事務局案を作成いたしました。まとめ方については、この事業者という位置づけを市民検討委員会の中では当初はつきりさせておきたいということであり、この第2号の中で挙げておられましたので、文言等の修正を行ったものを事務局案としてお出ししたのですが、その後、最終段階でやっぱり事業者というのをあえて書く必要はないではないかということで、最終原案の形となりました。

委員： それが向かって左側ですね。

事務局： そうです。ただ、前回、後の条文と合わせてどうなんだというご議論がありましたので、そのあたりをもう一度委

員の皆さんでご議論・ご検討していただけたらという思いを持っております。

委員：それも気になるのですが、条例制定検討委員会で検討していったら、これをもう一回市民委員の皆さんにフィードバックするのですか。

事務局：市民検討委員会の組織自体は最終原案を提出した時点で任期が切れていますので、市民検討委員会に対してバックすることはありません。しかしながら、市民説明会であるとか、パブリックコメント、HP掲載等をしながら周知を図っていきます。付け加えて申し上げますと、市民委員の皆さんから、何がどう変わったのかというのは教えてほしいというご意見をいただいておりますので、その辺りは丁寧にご説明させていただかないといけないかなと考えております。

委員：きっと条例の雰囲気にも市民委員の方も違和感を感じたのではないかなと思います。多分、我々も今それを感じているのではないかなと思います。きっと市民というのは、「門真市～事業者をいいます」と書いていて、なお事業者については、「門真市内～」という意味なんですよ。それを特出しして（２）になっているから、また、違う意味での事業者という捉え方をされてしまうのではないかなと思ったのですが。条例上の形として法務課の方はこれで特に問題はないと、用語の説明だけで言うなら、（１）で出てきた用語の説明を（２）で行うというのは特に問題はないという判断でよろしいのでしょうか。

事務局：法務課にこの条文を見ていただくというのは、基本的に条例制定検討委員会でまとまったものを見ていただくということで、市民原案を作る際には法務課に依頼するという手順は踏んでおりません。しかしながら、ワーキングのメンバーの中に法務課の職員がおりまして、意見を聞いたところ、あえて載せるということには少し疑問もありましたが、思いが強いのであれば載せてもいいのではないかと

いう、非公式な見解はいただいております。これは、正式に依頼をして見ていただいた場合には100%そうなるとは限りませんが、一応そういう風な話はいただいております。

委員長： 事業者について（2）で説明しているけれど、基本的には条文の立て方としてはこれで適当かという一つの疑問点が提起されたわけですが、これに関して他の委員さんはどうのご意見を持っておられますか。

委員： 素直に考えまして、2条については用語の意義を定めるということで、その中で、市民、議会、市役所という3本立てよりも、4本立てにした方がわかりやすいであろうという考え方は理解できますが、そうなれば（1）の事業者は省かないといけないのではないかと思いますけれど。

委員長： 要は今の委員のご意見では、（1）市民とは門真市の住民。「並びに～」以下は事業者で説明しているからいいのではないかという意見が委員の中から出ましたけれど何か他にご意見ございますか。

委員： 省かないのであれば、左側の（1）市民の事業者というのが最後にありますけれど、そこで（2）の事業者を入れてもう少し詳しく言った方がいいのではないのでしょうか。事業者といったら企業だけを連想する形で非営利団体とか、公共的活動を営む団体はあまり表に出てこないのかなという感じがしますけれど。

委員長： 他の委員はどうでしょうか。二つの意見が出ておりますけれど。わかりやすさと条文の立て方で、ご意見が出ておりますが、事務局、何か意見ありますでしょうか。

事務局： 後ほど8条の方でも事業者の役割というのは入っております、やはり検討委員会の中でも事業者は地域で活動している、ただ単にお金を稼ぐだけではなくて、企業もやはり地域での役割はいるのではないかというところもあ

りました。そこから横に発展しまして、営利企業だけではなくて、非営利の団体も含まれてくるのではないかということで、意味合いとしましては、役所でもよく使われております「事業者等」という概念かなと思います。今おっしゃっていることで、その中で、市民の一部である、市民に入るのではないかというのが市民検討委員会のご意見でした。後ほど、市民の役割の他にも事業者の役割というがあるので、そういう意味で事務局としては、事業者の説明は必要であろうというところでした。ただ、今ご議論いただく中では、市民、議会、市役所という3本立てのシンプルな形でいくなら、(1)の市民の中の「事業者等をいいます。なお事業者等とは～」ということで(2)を集約すれば解決するのかなと考えております。

委員長： 今、事務局より説明がありました。各委員の方、どうでしょうか。

そうしましたら、わかりやすさと事業者の説明を立てるかどうかが、条文の立て方の問題との関連として、事務局の方で次回までに検討をお願いしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

事務局： 委員長、すみません。後、市役所と表記するか、市と表記するか、どちらかお願いできますでしょうか。

委員： 総合計画の策定の段階で、意見として出ささせていただいたのですが、市役所というのは場所を示すから、いかななものかということと言いましたけれど、市役所というのは一般的に使われていて、市役所は市の機能そのものを持っていると、市民はとらえますので、総計でそういう表現をしたのなら、踏襲していいのではないかと思います。個人的には違和感はありますけれど。

委員長： 今、委員の方からご意見が出ましたけれど、他の委員の方、何かご意見ございますでしょうか。今のところ、市役所という表現でいいのではないかという意見が多いということで、これで集約させていただいてよろしいでしょう

か。他に何か2条でございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、第3条に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：　　続きまして、第2章第3条は、本条例の基本理念でございます。前回会議では特にご意見はございませんでした。こちらの条文に関しまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

委員：　　すみません。最終原案と、事務局案の違いですが、なぜこういう形になったかを説明していただきたいです。

事務局：　　言葉の強調していく部分が、最終検討段階で、少し原案の方が事務局案から入れ替わったという感じになるのかなと思います。事務局案では黒塗りの始めの部分に、「自ら育成し、発展していく自律発展都市を形成することで」という前提になっているのですが、市民検討委員会では、そうではなく、「自ら生成し、発展していく自立発展都市の形成を目指す」と、これを目標とするという方が適切ではないのかという考えで、ここの部分が入れ替わったと認識しております。

委員：　　ここで感じるのは、大きな違いは「次世代を担う人材育成に努める」を強調してらっしゃいます。原案では「自律発展都市の形成を目指す」としてありますが、何か支障があったのですか。

事務局：　　今のところですが、「次世代を担う人材育成に努める」という言葉」と、『最初の将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために』とありますけれど、ここの部分でその思いは語られているのではないかというご議論だったと思います。ですので、当然、最初にそこの部分をちゃんと謳っているのです、その後、自律発展都市の形成を目指していこうという風な議論で落ち着いたのではないかと思います。

委員長： 今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

委員： すみません。ちょっと文章の意味が理解できなくて。事務局案の方は自ら生成し、発展していく自律発展都市を作るというのがあって、都市を作ったら、市民力・地域力が高まって、人材育成が出来るという目的に繋がっていくという流れなんですよ。原案は、自治意識が高まると、市民力・地域力も高まり、自ら自律発展都市の形成ができ、そうすると、子どもに門真というまちを引き継ぐことができるということですよ。目指すものが違う感じがして、基本理念なので目指すものが違うというのはすごく大きな違いのような気がするのですが、そこはどうなのでしょう。

事務局： 事務局案では、それまでご議論いただいた中で、こういう基本理念であろうということでもとめさせていただきました。しかしながら、市民検討委員の皆さんは、最終的に原案の方を理念にしようということでも決着がついたわけではありますが、そのあたりやどういう理念がいいのかということにつきましては、こちらでご議論いただけたらと思います。

委員長： 今、理念として読み方によっては考え方・目標が少し違うのではないかというご意見がございますが、他の委員の方はどうでしょうか。ここは基本理念ですので、一番大事なところになると思いますが、各委員の方、じっくり検討していただきたいと思っております。

委員： 事務局案では、「自律発展都市を形成することで」と書いてありますけれど、どうやって形成するのかというと、行政主導で作るような感じを受けます。市民原案では、自分達の市民力・地域力を高めて自立発展都市を形成するという理念の方が私はいいかと思います。

委員長： 他の委員の方、どうでしょうか。

- 委員： 目的と手段が最終原案と事務局案では全く逆になっていますので、私としては、地域力の向上等を含めてそういったものは手段であって、最終的には自律発展都市を目指すというような最終原案の方が適切かなと思います。
- 委員長： 他の委員の方、どうでしょうか。
- 委員： 役所の目から見ると、事務局案の方がいいかと思いますが、市民の目線で見ると、ちょっと難解なところもありますので、原案の方がすっきりして分かりやすい気がしますので、市民の目線から見てわかりやすい方を取った方がいいのではないかと思います。
- 委員長： 他の委員の方ご意見ございますでしょうか。
事務局、何か付け加えることはございますでしょうか。
- 事務局： 特にございません。
- 委員長： どちらかという、各委員の方、事務局案より最終原案の方がわかりやすいという意見の方が多いのですが、何か他にご意見ございますでしょうか。
今、3人の委員の方から提案がございましたけれど、他の委員の方、どうでしょうか。
なければ、そういう方向性で決めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。ここは基本理念ですが、何か意見があればお願いします。
なければ進みたいと思います。
- 委員： はい。この意見については同意見です。ただ、表現のことなのですが、市民力・地域力という言葉ですが、ここで初めて出てくるのですよね。市民力というのは、常々市長が挨拶の中で説明をつけて市民力を言っているんですけど市民に示していますが、市民力というのが初めて出てくるのに、説明はいらぬのかなと思います。突然市民力と出てきて、市民から見てわかるのかなと思います。

委員長： 市民力という言葉が市民に対してメジャーになっていないということですが、何かご意見ございますでしょうか。

委員： はい。この地域力というのがあるからこそ、先ほどの事業者のところに団体の意義をもう少し、2条に入れるか、市民のところに詳しく入れるかどちらか必要だと思います。地域力というのを入れるのであれば。

委員長： 地域力とか、市民力という言葉がわかりにくいのではないか、はっきりしないというご意見でございますが。

委員： 地域力という言葉を入れるのであれば、先ほどの団体の意味合いと…。

委員長： 2条の関係ですね。

委員： はい。これと連動してくると思うのですが。先ほどの事業者のところで、市民原案でしたら、単に事業者という言葉が市民の中に入っていますが、事業者という言葉の意味が書いていません。地縁組織もありますし、NPO もありますし、そういうパートナーのことももう少し明確に書いてこそ、市民力・地域力に繋がるのではないかなと思うんです。

委員長： 事務局の方で先ほどの委員の方の色々なご意見を検討してもらおうということで、例えば市民・議会・市役所という3段階でやるということならば、事業者の後に事業者とは、という説明を加えてはどうかというようなことを検討するというです。

委員： 先ほど、検討するとおっしゃっていましたが、ここに地域力と書いているので。

委員長： それは2条のところで、地域力の説明をした方がいいということでしょうか。

委員：いえ、逆です。

委員：ちょっといいでしょうか。2条のところのおっしゃっていることもよくわかるんです。「門真市で働き、活動し」というところが本来的に地縁団体であるとかそういうものの位置づけにしてもいいのですが、今のところ、市民原案の中では、事業者というところに全てひっくるめています。

本来的に言うと、もう少し整理をして、解説にも入っていませんので、そこでしっかり触れさせていただくということで、事務局の方で整理させてもらってはどうかと思います。

市民力・地域力についても解説で入れさせてもらってはどうかと思います。

ここで定義に入れるとなると、構成上違和感がありますので、説明・解説の部分で入れさせてもらって整理ができればと思います。

委員：それはいい考えだと思います。

委員長：用語の関係のわかりにくい部分については、事務局で検討してってはどうかということですが、その点についてはよろしいでしょうか。

では、事務局、今の点については検討お願いします。さらに事務局案より最終原案の方が良いということで収まっていますが、委員の方、この流れでよろしいでしょうか。それでは、第4条に進みたいと思います。

事務局：続きます、第4条は本条例の最高規範性に関する条文でございます。前回会議では、特にご意見はございませんでした。こちらの条文に関しまして、何かご意見等はないでしょうか。

委員長：前回は良しとするという形で進んでおりますが、何かその後検討されてご意見ございますでしょうか。4条についてはよろしいでしょうか。

委員： ちょっとすみません。4条で市民、議会、市役所と書いていますが、これは2条と連動するのですか。事業者を特出しした場合と。

委員： 特出しはしないという方向です。

委員長： 今回の疑問点については、先ほどの検討するというのは、そういう方向で事務局が検討して、次回考え方を示すということで、次に進みたいと思います。第5条について事務局よろしく願いいたします。

事務局： 続きまして4ページの第5条では、協働によるまちづくり基本原則を3つ挙げています。前回の会議では、特にご意見はございませんでした。こちらの条文に関しまして、ご意見の交換をお願いいたします。

委員長： 第5条について、前回、事務局案が「対等」から「協働」という形に変わっているという説明がありまして、意見としてはあまりなかったのですが、その後検討されて何かございますか。

事務局、もう一度事務局案の「協働」から「対等」になった説明をお願いします。

事務局： 元々、市民検討委員会の策定過程では、ここはずっと基本原則として「協働」という言葉が用いられておりました。ここも最終段階で、市民検討委員会の皆さんが、市民・議会・市役所は、定義の中で協働と表現するよりも、対等な立場で協働によるまちづくりをしていこうという方がわかりやすいのではないかということでお話しされて、そういう方向で原案として決められたという経緯がございます。合わせて、事務局案では「強み」「弱み」という言葉は、自治の理念の条例の中で、そういう表現は妥当なのかどうかということで、我々としては削除していたのですが、ここはあえて復活されたという経緯があります。

委員： すみません。この(3)に書いてある内容は、立場が対

等なだけであって、協働そのものだと思います。「強みを活かし」というのは特徴であり、良いと思いますが、弱みまでは書かなくていいのではないかと思います。特徴を活かしつつ、補完し合ってくらいが妥当なのではないかと思います。

委員長：事務局案としましては、「お互いを活かし合い、補完し合って対等の立場で」という形で締められているのですが。

委員：すみません。ちょっと確認したいのですが、最終原案が出てきてから、事務局案を練ったのか、事務局案を練った後、最終原案が出来たのか、順番はどうなっているのでしょうか。

事務局：上の日付をご覧いただきましたら、事務局案は7月15日に作成でして、最終原案は、事務局案を市民検討委員の皆さんにお出しさせていただき、何度か検討していただいて、9月6日最終に出てきたのが市民検討委員会の最終原案となりますので、最終原案の方が後です。

委員：9月6日提出というのは検討委員会が出したということですか。

事務局：市民検討委員会が市に出してこられたということです。事務局は途中経過です。最終原案は最終原案です。

委員：わかりました。

委員長：結果的には事務局案を常に参考にしながら、検討委員会で最終的にこういう案を作ったということによろしいんですね。この5条に関しまして、何かご意見ございますでしょうか。最終原案と比較して表現としては事務局案の方がいいということによろしいでしょうか。

委員：ちょっとすみません。私も原案の表現は少し気になっているのですが、「協働によるまちづくりの基本原則」とい

う標題があつて、「協働によるまちづくりの原則」は、「情報共有」、「参加・参画」、「協働」という作り方はどうなのかなと思います。説明を読んでいたら、どちらの意見も協働が原則と書いており、協働を主にしながらまちづくりをやっしていこうという部分は同じなのですが、基本原則の中に「協働」と書いているので、「対等」という言葉を入れられたのかと思うのですが、そこは事務局案を作った際に問題にはならなかったのですか。

委員長：事務局どうでしょうか。

事務局：事務局は、それまでの市民検討委員会のみなさんのご議論をベースに条文を整理しておりますので、そこまで違和感のないところについては市民検討委員会のみなさんの表現を基に作成しております。ここの部分については、われわれは協働として一旦整理をしました。

市民検討委員会でも、今おっしゃったような「協働によるまちづくり」で「協働」というのはどうかというお話がありまして、最終的に「対等」という表現にされたという経緯があります。

ただし、この「対等」という表現が適切かどうかというところは、先ほど委員の皆さんからご意見頂いたとおりにかなと思っております。

委員：私も「対等」というのはどうかなと思うのですが、先ほど委員の方がおっしゃったように、協働によるまちづくりの基本原則ということで（１）～（３）の標題として、トップに協働というのが来ておりますので、あえて（３）については協働というより、市民云々の原則というものを集約した言葉をここに書いてはどうかと思います。

そうすれば、「対等・平等の原則」とか、そういう方がいいのではないかと気がします。

委員長：はい。どうぞ。

委員：もう一つ確認させていただきたいのですが、事務局案と

というのは、事務局が立案したのではなくて、市民検討委員会のそれまでの案を、まとめて作ったものと理解させていただいてよろしいでしょうか。

事務局： はい。少しご説明させていただきますと、市民検討委員会の皆さんが、主に検討部会でご意見を出されて、策定部会で条文の叩きになるものを毎回積み上げてこられました。その経過の途中で、一旦条例に日々慣れ親しんでいる事務局の方で、私たちの条例案を整理してみてくださいないかということでご依頼を受けて、事務局案として整理をいたしました。その後、事務局案を基にもう一度検討していくということで、検討部会、策定部会が行われたという経過となっております。

委員： ということは事務局案と書いていますが、基本的には市民検討委員会で経過した案ということですね。

委員長： 経過した案を事務局として、少し表現等を工夫して、市民検討委員会の流れを損なわないようにしながら、表現としてはこれが適当ではないかということで事務局案を作成しているということよろしいですね。

事務局： はい。

委員： 最終的にこの方がいいのではないかとということですね。

委員長： そうです。事務局案を提案する中で、市民検討委員会が今までの経過を含めて、最終案としてはこっちの方が良いということで作成されました。

委員： 本題に戻りますが、「対等」という言葉一つよりも、上の「参加・参画」というように「対等・平等」というような形にする方がいいような気がしますね。

委員長： というご意見が出ておりますが、他の委員の方、何かございますか。

- 委員： 「平等」と「対等」というのはやはり違う気がしますね。「協働」はやはり「対等」なので「協働」だとは思いますが、他の（１）、（２）は「原則とします」となっているのに、（３）だけが「解決していきます」で終わっているのに、「対等」というのをもう一度整理していただいて、例えば「～を原則とします」という終わり方にして、もう少し「対等」というのを強調した文にしたらどうかなと思います。
- 委員長： 今、委員の方からご意見が出ていますけれど、他の委員の方、これにつきまして何かございますか。
- 委員： 策定部会が６月１０日にあつて、それをまとめたのが７月１５日作成の事務局案だということですが、そのとりまとめにあたって（１）～（３）で対等・協働と表現した経過というのは、市民検討委員会で何か言葉は出されているのですか。やはり「対等」という言葉が出ているのですか。
- 事務局： 事務局案をお示ししたのですが、最終的に「協働」という言葉より「対等」という言葉の方がいいという市民検討委員会での意見でございました。
- 委員： ６月の検討委員会の中でそういう表現が出されているのですか。それを取りまとめたのが７月の事務局案ですね。
- 事務局： そうです。その時は「協働」となっておりました。
- 委員： 「協働」と言っていたんですね。ストレートにそれを事務局案でまとめたということですね。
- 委員長： 今、協働という表現と、協働によるまちづくりの基本原則とあるので、違う表現の方がいいのではないかというご意見が出てますけれど、これに対しまして何かご意見ございますでしょうか。
- 事務局： 少し補足させていただきますと、標題も「協働によるま

ちづくりの基本原則」ではありませんでした。当初は、「まちづくりの基本原則」ということで進められておりました。そこで「情報共有」、「参加・参画」、「協働」という3つの原則になったのですが、「まちづくりの基本原則」より、「協働によるまちづくりの基本原則」の方がいいというご議論があつて、その中で原則は「情報共有」、「参加・参画」、「協働」ということでずっと進んでおりましたが、最終では、先ほど委員の方がおっしゃられたように、市民検討委員会の中でも違和感があるということで、「対等」という表現となりました。

委員長：　今、最終案としては(1)～(3)の文末の表現と、「協働」という表現はどうか、「対等」という表現もどうかというご意見もありますが、他の委員の方、何かご意見ございませうでしょうか。今、色々なご意見が出ていますが、「協働」というのは枕詞でありますので、何かいい言葉はないかという意見が数名から出ておりますが、今までのご意見を踏まえて、事務局で次回までに表現を変える検討をすることによろしいでしょうか。

事務局：　材料をお出しさせていただくということによろしいでしょうか。

委員長：　はい。「協働」ではどうか、また「対等」でも少し、ということですので、案の作成をお願いしたいと思います。委員の皆様はそれでよろしいでしょうか。

委員：　はい。

委員：　前に進む前に、少しよろしいでしょうか。団体ヒアリングの際に、その中での反応が「上から見ているような文である」ということなんですが、どこの部分がということはないのですか。市民検討委員さんが作られる時も、わかりやすく、市民に慣れ親しんでいただけるような文でという進め方でされているはずなんです。それなのにこんな意見が出てきたのなら、ちょっと困るようなことになるのでは

ないかなと思うのですが。

委員長： 今、委員の意見としては、上から目線の表現について、具体的な指摘があったのですか。それとも、全体的なものとしてですか。

事務局： 現在、一定整理させていただいている最中であります。申し訳ないのですが、おそらく次の委員会的时候にはご報告させていただけるのかなと思っております。

委員長： わかりました。今整理中で、次回報告する予定ということですので、了承のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、第6条の総合計画ということで、事務局何か説明はありますか。

事務局： 次の第6条は、総合計画に関する条文となっております。前回の会議では特にご意見はございませんでした。こちらの条文に関しまして、ご意見の交換をお願ひいたします。

委員長： 事務局案という形で示されていて、前回についてはご意見がなかつたということですが、委員の皆様どうでしょうか。では、もう一度説明をお願ひできますか。

事務局： ご覧いただいたとおりでございまして、当初は事務局案と、それまでの市民検討委員会での議論がほとんど同じ内容でありましたが、これも最終のまとめ上げのときに市民の役割と議会の役割が追加されております。以上です。

委員長： 前回としては、事務局案との議論はなかつたのですが、何かありますでしょうか。市民検討委員会のほうが表現としてわかりやすいとか、事務局案のほうがすっきりしているとか。

委員： 議会の役割というのは、この文章でいいのでしょうか。

委員： 市政運営の協力云々というところはちょっと引かかるところだと思います。ここで入れるのはどうかなという気はしています。最終的には調整がある文章なのかなと。あと、議会の役割や議員の役割等はあるのですが、それはそうと、協力までいってしまうと2元代表制としていかなものかなと。このままストレートはしんどいかなと思います。

委員長： 他の委員はどうでしょうか。事務局案のほうがすっきりしていていいという形でよろしいでしょうか。前は事務局案がという形で進んでおりましたけれども。

委員： 事務局案でいいと思うのですが、もし議会と市民を入れるのであればもう少し正確に書いたほうがいいのではないかと思います。何を協力するのかというようなことが出てくると思いますよ。

委員長： 議会の意見等も聴いていかないといけないですし。他の委員は何かありますでしょうか。今日の議論としては、委員が事務局案をいいとしていただいているのか、あまり検討していただけていないのか。

委員： 市民検討委員の中で、総合計画を意識していらっしゃる方がいるので、事務局案はどうなんでしょうか。

事務局： 今お話がありましたように、総合計画の策定に関わった委員さんもこの中にはおられまして、かなり総合計画を実行するという強い思いをお持ちになっておられ、最終原案が提出されたのかなと思っております。

委員長： 今委員から、議会等の表現が出てくればもう少し検討が必要だという議論と、前回事務局案についてご意見がなかったもので、この辺につきましてはどうでしょうか。はい、どうぞ。

- 委員：最終的に市民検討委員会が、市民・議会・市役所の3本立てであるのがいいという結論を出されてのはいいと思います。ただ、私は、文章についてはもう一回見直さないといけない部分があるのではないかと思います。
- 委員長：この委員としては、どうでしょうか。今意見は少ないのですが、事務局案のほうがすっきりしていていいという考えに達するかどうか。意見のない方に関してはどのように考えていいのでしょうか。それともなにかございますでしょうか。もう少し検討した方がいいのか。
- 委員：すみません。総合計画自体は、当然市民の意見も聴いて、なおかつ議会の同意も得るものですよね。そういう意味で言ったら、いいのかなという気もするのですが、議会というものがここまで具体的に書かれているので、議会との調整は少し慎重にやってもいいのではないかと思います。
- 委員長：そういう意見もございましたが。
- 委員：「市役所は総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営」と具体的に書いてありますが、役割か責務かわかりませんが、2項3項の「市民、議会は総合計画の実現に向け～」と書いてありますが、総合計画の実現というのが漠然としていてわかりにくいですけど。
- 事務局：おそらく、実現というのは実行していただきたいという思いで実現という表現にされたのだと思います。
- 委員：ということは4項の市役所の市政運営に対して積極的に参加・参画するんですよね。
- 事務局：総合計画についてですね。
- 委員：総合計画と言えば、基本構想・基本計画と事業計画と3つありますけれど、市役所は基本計画とか実施計画あたりまでいっているのですが、これは総合計画そのものを策定

する時のことを言っているのか、策定した後の実現に向けて言っているのか、そのあたりがわかりにくかったので。

委員長： まちづくりの活動と書いているので、作った後、活動に参加するということです。

委員： なぜ、市だけ「総合計画の実現に向け」となっていないのかなと思ひまして。

委員長： 今、議論としては事務局案としては2項3項は表現としてはここでは、必要ではないというような案を示されたということであるが、ここは議論の余地があるところでございます。

次回までにもう一度委員のみなさんに考えてもらいましょうか。

ここでまとめるのは非常に難しい状況になっていますので。6条については、事務局案が適当か、市民検討委員会の表現を変えることによってそれを使うかどうかという検討をお願いしたいと思ひます。

続いて、7条に行きます。市民の役割です。

事務局： 第7条は市民の役割について記述されております。前回の会議におきましては、本条第6項の「こどもの年齢の定義について」や、「市民の役割」である本条の中で子どもに関する項をあえて特出しすることに関してご意見がございました。こちらの条文につきまして、ご意見の交換をお願いいたします。

委員長： 第7条についてはどうでしょうか。8項目あるのですが、事務局案としては6項目にまとめています。事務局、もう一度みなさんに説明をお願いします。

事務局： このことに関しましては、当初は市民の役割と子どもの役割ということになっておりまして、それが議論の中で市民の役割に一本化されていったという経緯があります。前回の制定検討委員会の方でご報告させていただきました。

とおり、子どもの年齢は満18歳でいいのか、20歳でいいのかとか、並べる順序はこれでいいのか等、最終段階で種々ご議論がありまして、今回の最終原案になったというところであります。

委員長：内容的には少しボリュームがあるのですが。

委員：私は、子どもはやはり18歳かなと思うのですが。それと、かなり文言が変わっているのですが、6項の「子どもは地域の実情について学び、それぞれの個人の特性に応じて社員の～」と書いていますが、事務局案では2項に対応しているわけですね。「地域の実情について学び」というのが、もうひとつよくわからないというか。そういう意味では事務局案の方がすっきりして分かりやすい言葉かなと思います。

それと8項の「子どもはありがたいの気持ち等人間関係の在り方等を学び、実践し、人格形成に努めなければなりません」という言葉がわかりにくいかなと思います。

これは要するに子どもは、ありがたいの気持ちを持つことを通して、人間関係の在り方を学び、実践して良い人間関係を作って、人格形成に努めるという意味なんだろうと思いますが、少しわかりにくい文章なので、そういう意味では事務局案の「子どもは思いやる気持ちを持って、学び、実践し、より良い人間関係～」の方がいいかなと思います。

人格形成というのは教育の最終目的となって当然なのですが、まずは、良い人間関係を作ってほしいという意味で、この条例の中では人間関係作りというのを入れていただいて、事務局案の方がすっきりしていてわかりやすいかなと思います。

それと、最後の文言が「努めます」と終わっているのに、子どもだけが「努めなければなりません」という違いがあるのですが、子どもを主体として「努めます」という風に終わっていいのではないかなと思います。

委員長：今の意見としては、最終原案の6項と8項は事務局案の2項と6項の項目に立ててありますが、表現としては事務

局案の方が適当でわかりやすいというご意見でしたが、他の委員の方、何かご意見ございますでしょうか。

委員：子どもの年齢の定義ですが、18歳未満でいいと思います。大阪府の青少年条例が18歳未満となっていますので。

委員長：満18歳未満が子どもという位置づけが適当であるというご意見が出ておりますが、他の委員の方ご意見ございますか。事務局案の方が良いというご意見が出ていますが、このあたりはどうでしょうか。

他にご意見がなければ表現としては、こういう形でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。他の項目で最終原案と事務局案との比較でどちらが適当かということでご意見ございますでしょうか。

委員：最終原案の5項は、市民検討委員会で「誇りを持ち」というのが出ておりましたが、事務局案にはないので、ここは必要だと思います。

それと、「ありがとうの気持ち」もわかりやすいのですが、ありがとうと言わなくても表現できる子どもたくさんいると思うので、少ししんどいかなと思います。事務局案の6項の方がほんわかとして伝わりやすいかなと思います。

それと、7条の1項に事務局案の4項が入っているのですが、入り混じっているので、すっきりしないというか。他は最終原案の方が良かったのですが、ここに関しては事務局案の方がわかりやすいと思います。

子どもは20歳より18歳かなと私も思います。

委員長：今委員の方からご意見が出ましたが、事務局案の第2項の子どもの年齢は先ほど議論があつたのですが、第6項の内容的には「努めます」という表現の方がいいのではないかというご意見、事務局案の方がいいというご意見、これについて何かありますでしょうか。もしなければ、事務局で6項の表現については再度検討していただけますか。最終原案の5項については、事務局もう一度説明お願いします

す。

委員： 4項で少し入っていますけれどね。

委員長： 4項の「歴史・文化を学び」というところで表現されているということによろしいですか。事務局。

事務局： 5項の条文が元々事務局にはなかったというご質問でよろしいでしょうか。

委員長： そうです。追加されたわけですね。

事務局： 市民検討委員会の5項は事務局案の4項です。「門真の歴史・文化を学び、認識し～」というところになっています。

委員長： 8項まであって長いのですが、基本的に6項と8項は事務局案の2項と6項の方がすっきりするのではないかというご意見が一つ、後の内容としてはどうでしょうか。歴史に関しましては、事務局案の4項に表現されているのですが、どうでしょうか。

このあたり、だいぶボリュームがありますので。6項と8項については、事務局案の2項と6項の方がいいということなのですが、他のところはどうか。最終原案の4項については、事務局案にはなかったのですが、出てきたということです。1項は線引きのある部分については省いているということです。まとめるのが難しい状況になっているのですが、整理していただいて、検討してもらおうという方向でよろしいですか。

委員： すみません。4項のところの「市民は、市役所と協働し、市役所が適法かつ公正に職務を遂行できるように支援していきます。」の「適法かつ公正」という言葉が気にはなっているのですが、これは説明の中に「以上のストーリーは、国際的にも地方自治の基本的な原理といわれてきた補完性の原理」とあるのですが、こういう言葉とい

うのが条例の中に出てくるのは、当たり前状況なのでしょうか。

事務局： 市民検討委員の皆さんは、そのように思われたのではないかと。これがスタンダードかスタンダードでないかと言われれば、それは少しわかりかねるところではあります。

委員： 「適法かつ公正に職務…」というのは、公務員として当然のことなのですが、それに対して市民から支援をいただくという表現が。条例の中に出てくるのがいいということであればいいのですが。入れるのがしんどそうな気がするんです。

委員長： この辺は、事務局案としてはない形で、新たに出てきたものですが、ここについては当たり前のことを表現する必要性がないという委員のご意見ですが。

事務局： 市民検討委員の皆さんの中では、市役所の職員を守るための条文であるとのことでありました。

要するに、暴言等を行う市民の方もいらっしゃるという風に認識されていまして、そういう方に対して、そういうことをしないように、という意味合いを兼ねてこういう表現になったと。

委員長： これを読むと少しわかりにくいですね。応援の気持ちで入れてくれているということですね。この項目について、内容は事務局が説明した内容ですが。

委員： 議会のところでも、職員を妨げてはならないというような表現があって、それがいいのかも問題なのですが。

さもあるような表現になって。議会ともしないといけないのですが。職員がやろうとしていても色々な圧力があるでしょうということの中で、市民としても守るよという流れの中で、これが最終的に追加されて。頑張れるように支えるという。そういう思いで追加されたということです。

委員長： できるだけ前に進みたいので、7条1項については、市民検討委員会の表現と事務局の表現でのご意見は。はい、どうぞ。

委員： 「市民は、議会及び市役所に関する知る権利」とあって、次に「参加・参画する権利」があると。表題は市民の役割ですよね。だからこれは、市役所が市民に情報を提供する義務があつて。権利という表現であれば、市民の役割と矛盾するのではないかと。

参画する権利はもちろんなのですが、それが市民の役割ではない。知る権利も市民の役割かと言われれば、確かにそうかもしれないけれども、正しい表現ではないと思います。

委員長： その辺は、3項と1項で同じ表現が事務局案にもありますね。これは他の委員はどうでしょうか。市民の役割の項目として。

委員： 「市民の役割・権利」とするかですね。ちょっと検討してもらったらどうかなと思うのですが。

事務局： 今おっしゃられているように、市民の役割の中に権利というのは違和感を感じられるということなんですけれども、実は、ここの表記の仕方も変遷がございまして「市民の権利と責務」といわれていたときもありますし、そこから責務という表現はどうなのかという意見があつて、言葉を和らげるという表現では語弊があるかもしれませんが「役割」としたらどうかということで、最終的には「市民の役割」という形で落ち着きました。

委員長： そういうご意見が出ましたが、他の委員はどうでしょうか。

色々なご意見が出ていますが、今の段階では事務局案2項、4項、6項の方がいいという意見がとりあえず出ています。他の議論としては、市民の役割と、表現の仕方に違和感があるのではないかとというご意見がありますが、その

他については議論が出てきてないので、これらについては事務局でまとめていただいて…はい、どうぞ。

委員：事務局案を市民検討委員会に出された。そして最終原案では事務局案を並び替えて8項目にした。内容はほとんど変わっていないですね。それで、事務局案の1項から6項までの順番が、最終原案ではかなり順番が変わっています。ひとつの項を分割しているところもあります。これは最終原案のときにそういう話がされ、意図があることなのか。

事務局：まず、事務局案では、権利を先に謳いまして、次でその他のことを謳うという順番になっています。しかし、市民検討委員会では市民のことを最初に書いて、子どものことを次に書こうということで、こういう順番になりました。

それから、言葉が膨らんでいるというのは、検討していく中でさらに文言を付け加えてはどうだろうかであるとか、ある部分は事務局案を出す前の段階に戻してはどうだろうかという議論があり、このような8項目となりました。

逆を言えば、元々の市民検討委員会案を事務局案として整理する際に、意味が重複している等の理由でまとめた部分もあるのですが、もう少し具体的に書いたほうがいいということで、元の案に戻された部分もあります。

もし必要であれば、事務局案以前の市民検討委員会案をお示しさせていただいた方がいいのかなと思います。

委員長：この市民の役割については、内容的にボリュームがあるので、本日ここで判断することは非常に難しい状況にあります。なので市民検討委員会よりも事務局案の方がいいというご意見をいただいた部分を訂正していただくなりして表現を変えていただいて。また市民検討委員会の他の内容についてはご意見があまり出ないので、一旦整理をしていただいて次回検討した方がスムーズに行くのではないのかなと。今のご意見を皆さん持ちかえっていただいて、皆さんでも整理していただいた方がいいのではないかと。

これ以上の議論は難しいのではないかと思いますので、

それでよろしいでしょうか。

委員：はい。

事務局：すみません。事務局案の5項と、市民検討委員会原案の7項は同じなのですが、これはこのままでいいということでしょうか。

委員長：それは最終原案の形ということで。
次に、8条関係にいきたいと思います。

事務局：続きまして、6ページの第8条でございます。こちらは事業者の役割についてであります。

こちらに関しましては、先ほどの第2条、用語の定義でもふれましたとおり、前回の会議において、第7条、市民の役割、第8条、事業者の役割と市民、事業者の役割を別条に分けていることの整合性について、ご意見がございました。

こちらの条文に関しまして、ご意見の交換をお願いします。

委員長：前はそういうご意見がありましたが、内容的にはあまり議論がなかったと思います。何かご意見ございますでしょうか。

市民検討委員会の内容と、事務局案も、ほとんど同じ内容ですので、このままの内容で問題はないかどうか、ご意見ございますでしょうか。これについては市民検討委員会の内容でよろしいでしょうか。

委員：先ほどおっしゃられたように、権利の部分だけです。

委員長：今、委員から、権利という表現がどうかということですが、他の委員どうでしょうか。

委員：市民の定義付けも含めて、この事業者の役割も、解説を含めてトータルで整理してもらった方がいいのではない

のかなど。一回事務局でやってもらったらどうかなど。

委員長： 今、委員から提案がありましたように、事務局に権利等の内容を整理していただいて、委員の皆様に諮ってもらうという形でよろしくをお願いします。

次の9条、議会の役割でございます。事務局案と最終原案はだいぶ変わっていますが、これについてはご意見どうでしょうか。

最終原案は議会の2項目で、事務局案では議会と議員の3項目として表現されていますが、何かご意見ございますでしょうか。

事務局からもう一度説明をお願いします。

事務局： 最終原案をご覧くださいますと、議会の役割と議員の役割が分かれております。事務局案でまとめる以前もこのような形になっておりました。一旦事務局案でまとめたときに、最高規範性を有する自治の理念条例としてふさわしい表現であるのかどうかというところも、事務局なりに検討させていただきまして、議会の役割として一本化とさせていただきます。

しかし最終原案では元に戻したいという市民検討委員会の皆様の思いがございまして、このような形で提出があったところでもあります。

委員長： 委員の皆様どうでしょうか。はい、どうぞ。

委員： 個人の意見としては、事務局案で賛成です。「努めます」で置いておいた方がいいのではないかと。義務的な表現は厳しすぎると思います。

委員長： 表現の方法と、議会の役割のくくりの中でまとめる方がわかりやすいと。事務局ではこうまとめています。委員の皆様どうでしょうか。内容的な表現と、議員を特出しする方がいいかどうか。今、ひとりの委員は、事務局案の方が内容的な表現もいいのかなという形で意見がありましたが、他の委員さんどうでしょうか。

- 委員：この表現を含めて、事務局の思いと最終原案はだいぶ違います。
- ここはかなり議会と関係するので、議会の意見を調整する場が必要なのではないかと思います。
- 事務局も含めて意見を聴かせていただく場を近々もつということになっていっていますので、その中で再度調整させていただければということになるのかなと。
- 委員長：今、委員からそのような発言がありましたので、今回はあまり意見が出なかったという形で、今後の状況を踏まえて検討するという形を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員：はい。
- 委員長：何かありますか。
- 委員：今おっしゃられたような形で、議会との説明等の段階を踏んでいただいて協議していただくのが結構かと思います。
- 委員長：はい。今日の段階ではそういうことで締めたいと思います。
- 10条も同じことですが、今ご意見ございますでしょうか。
- 委員：他自治体の条例で、議長の役割というのは出ていないですか。議長は大きな役割を持っているので。なかったらそれでいいのですが。
- 事務局：申し訳ありません。私が不勉強なのかもしれませんが、私が知る範囲での他市自治基本条例では。ある意味ここまで踏み込んだ表現をしているところの方が珍しいのかなという感想は得ております。少し宿題として頂戴したいと思います。

委員： すみません。先ほどの第6条の部分で、疑問に思っていたので。戻って申し訳ないです。

次回までにそれぞれで検討してきてほしいということで終わっているのですが、第1項で「総合計画は～策定します。」という。今は議会の議決が必要ないから、総合計画は市でつくるんですよね。

委員： これは地方自治法が改正されて、議会の議決を経て構想をつくる場合はオッケーですよというような改正で、義務化はされないとします。その辺を含めて、総合計画をどう位置付けて、手続き的なことも含めて、ちゃんと書いたほうがいいのであったら、書かないといけないという問題意識はあるのですが。

委員： 第1項の主体は何なのかという。2項は市民、2項は議会、4項は市役所となっているので、第1項は誰が主体になっているのかはっきりしないのかなと思うので、この辺の構成をどうしたらいいのかなと疑問に感じています。それも踏まえて、事務局の方でひとつ案を考えてきてほしいなど。

委員長： 先ほど6条については、色々な意見をいただいているので、それについては事務局の方で案をつくる中で議論していただければと思います。

一応、今日の予定として時間をオーバーして申し訳ありませんが、とりあえず今日はここまでにして、次回また慎重に議論したいと思います。委員の皆様には今日の疑問点等を検討していただくと議事がスムーズに進むと思いますので、よろしくお祈いします。それでは、事務局には課題という形でお願いしている分についてはよろしくお祈いします。

それでは、次の案件、その他について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： はい。それでは、次回の予定をお伝えさせていただきます。お手元にお配りしておりますとおり、11月14日午後

2時より、消費生活センター2階会議室にて開催させていただきます予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

それと1点、ご確認させていただきたいのですが、先ほど事務局でまとめるようにとご指示を頂戴いたしましたことについて、まとめた案をお示しするのは、一旦最後の17条までいったあとに、17条分すべてまとめてお出しさせていただいた方が、先のご議論がスムーズに進むのかなという思いを持っております。それよりもその都度ということの方がよろしいでしょうか。

委員長：事務局としては、一旦すべての疑問点・課題を議論していただいて、その後戻ってやる方が全体像を掴めると説明がありましたが、それでよろしいでしょうか。では、そうさせていただきたいと思います。

事務局：それでは、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

委員長：それでは、次回は11月14日午後2時ということで、よろしくお願いしたいと思います。次回の案件については、通知文のとおりでございます。本日はこれをもって閉会いたします。ありがとうございました。